

佐久市保健福祉審議会・佐久市要保護児童対策地域協議会

委員委嘱書交付式 次第

平成23年8月3日(水) 午後1時30分から
市役所議会棟 全員協議会室

1. 開 会
2. 委嘱書の交付
3. 市長あいさつ
4. 閉 会

佐久市保健福祉審議会・佐久市要保護児童対策地域協議会

次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 審議会の組織等について
4. 会長・副会長の選出
5. 諮 問
 - (1) 第二次佐久市地域福祉計画の策定について
 - (2) 第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について
6. 部会に属すべき委員の指名について
7. 審議事項
 - (1) 第二次佐久市地域福祉計画の策定について
 - (2) 第5期介護保険事業計画 老人福祉計画策定について
8. 報告事項
 - (1) 平成22年度における児童虐待相談状況について
9. 閉 会

佐久市保健福祉審議会・佐久市要保護児童対策協議会

資料目次

1. 佐久市保健福祉審議会条例	1
*組織図	3
2. 佐久市要保護児童対策地域協議会設置要綱	4
*組織支援体制	7
3. 委員名簿	
(1) 保健福祉審議会全体名簿	8
(2) 保健福祉審議会委員名簿	9
(3) 高齢者福祉部会委員名簿	10
(4) 児童福祉部会委員名簿	11
(5) 障害者福祉部会委員名簿	12
(6) 保健部会委員名簿	13
4. 諮問書	
(1) 第二次佐久市地域福祉計画の策定について	14
(2) 第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について	15
5. 審議事項	
(1) 第二次佐久市地域福祉計画の策定について	16
(2) 第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について	19
6. 報告事項	
(1) 平成22年度における児童虐待相談状況について	22

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。
(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

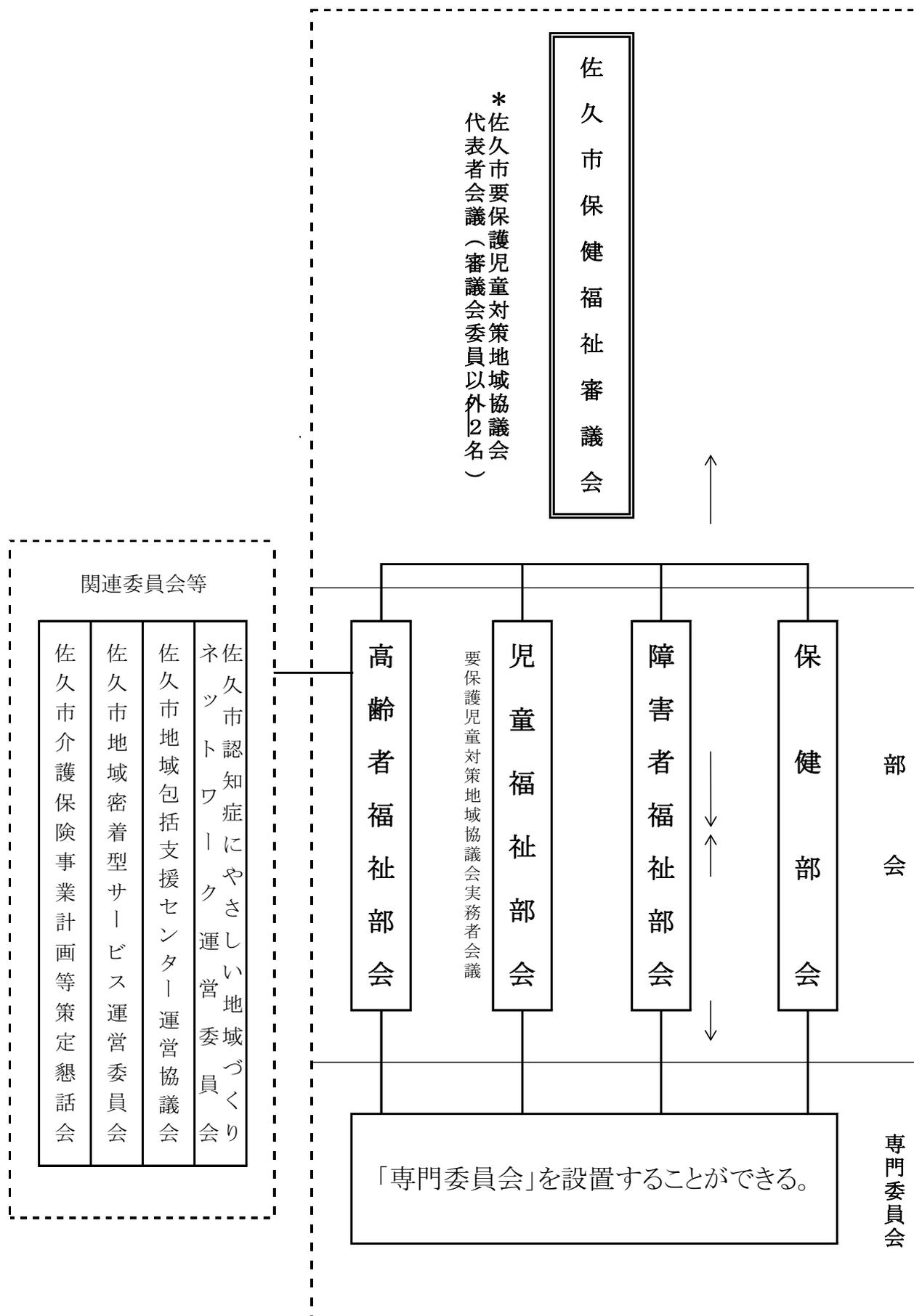
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



○佐久市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成19年3月30日告示第48号

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき、佐久市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）に関する情報の交換並びに関係機関等との連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(協力の要請)

第3条 協議会は、業務を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、調査又は支援の実施その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第4条 協議会は、佐久市保健福祉審議会条例（平成17年佐久市条例第245号）第3条第2号各号に掲げる関係機関、関係団体及び関係者並びに佐久市及び佐久市教育委員会の機関（以下「構成機関等」という。）をもって構成し、委員は、構成機関等の代表者等の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ佐久市保健福祉審議会条例第5条第1項に規定する佐久市保健福祉審議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するために必要な事項

- 2 代表者会議は、協議会の委員をもって組織する。
- 3 代表者会議は、1年につき2回会長が招集し、会長がその議長となる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、要保護児童の保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報の交換及び個別ケース会議等で問題となった事項で更に検討を必要とする事項
- (2) 要保護児童の実態の把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項

2 実務者会議は、佐久市保健福祉審議会条例第7条第1項第1号に規定する児童福祉部会に属する委員及び要保護児童対策調整機関（法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関をいう。以下同じ。）が指定する構成機関等の職員等をもって組織する。

3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(個別ケース会議)

第9条 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定並びにその共有に関する事項
- (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関する事項

2 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて指定する構成機関等の担当職員等をもって組織する。

3 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第10条 法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、福祉部子育て支援課を指定する。

(守秘義務)

第11条 協議会、代表者会議、実務者会議又は個別ケース会議を構成する者又はその職にあった者は、協議会の職務に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

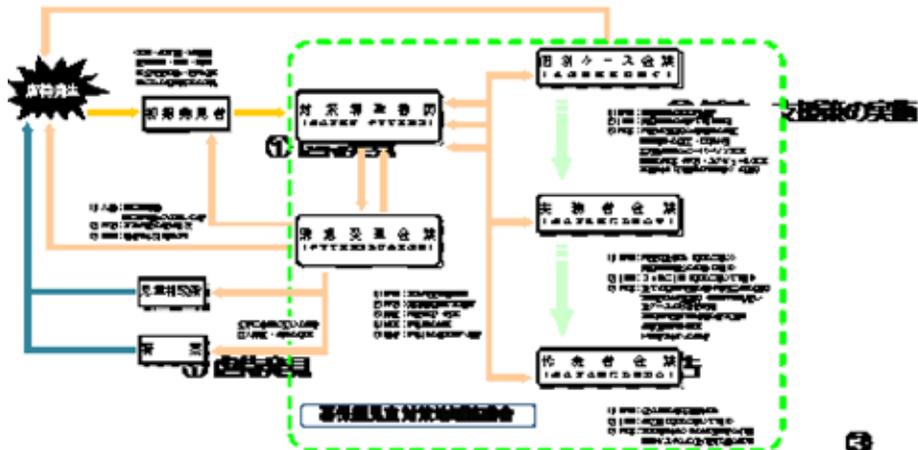
附 則（平成22年 3 月29日告示第53号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日告示第24号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

佐久市要保護児童対策地域協議会の組織支援体制



⑤ 安全確認

児童一時保護

加害者逮捕

④ 情報収集

⑤ 安全確認

⑤ 安全報告

⑤ 安全報告

⑤ 安全報告

③ 連絡調整

⑥ 結果報告

④ 児童会議開催

⑦ 調査

⑤ 報告

⑥ 指示

⑥ 評価

⑧ 調査

⑧ 調査

③ 児童一人一課体制

⑥ 実務者会議開催

⑥ 代表者会議開催

佐久市保健福祉審議会委員・佐久市要保護児童対策地域協議会委員

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日

(敬称略)

選出組織等	氏名	所属部会	備考
識見者	宮地文子	保健	佐久大学看護学部長
識見者	金川洋	高齢者福祉	(社)日本社会福祉士会 前専務理事
識見者	吉川徹	障害者福祉	NPO法人未来工房もちづき 代表
学事職員会	荻原周子	児童福祉	佐久市学事職員会 高瀬小学校長
区長会	吉澤勝利	高齢者福祉	佐久市区長会 会長
民生児童委員会	井出治雄	児童福祉	佐久市民生児童委員協議会 会長(浅間地区会長)
民生児童委員会	渡邊正喜	障害者福祉	佐久市民生児童委員協議会 副会長(望月地区会長)
社会福祉協議会	茂原仙次	高齢者福祉	佐久市社会福祉協議会 会長
保健補導員会	櫻井美智子	保健	佐久市保健補導員会 会長
人権擁護委員会	井出喜久代	児童福祉	佐久市人権擁護委員
身体障害者福祉協会	江本恒重	障害者福祉	佐久市身体障害者福祉協会 会長
福祉施設代表	中山幹夫	障害者福祉	こまば学園長
福祉団体代表	山口正義	障害者福祉	笑みの会会長
医師会	金澤秀典	高齢者福祉	佐久医師会副会長
医師会	多田博行	保健	佐久医師会理事
薬剤師会	花岡幹郎	保健	佐久薬剤師会 副会長(花岡薬局)
歯科医師会	中村通	高齢者福祉	佐久歯科医師会 会長(なかむら歯科医院)
歯科医師会	高見澤秀一	保健	佐久歯科医師会 専務理事(高見沢歯科医院)
保育協会	臼田京子	児童福祉	佐久市保育協会 会長(岩村田北保育園長)
栄養士会	中村美登里	高齢者福祉	長野県栄養士会佐久支部 顧問
老人クラブ連合会	高見澤秀明	高齢者福祉	佐久市老人クラブ連合会 会長
保健行政関係機関	中島光敏	保健	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長
児童相談所	二木正勝	児童福祉	佐久児童相談所長

「佐久市要保護児童対策地域協議会」のみの委員名簿

佐久市	平林千春		福祉部長
佐久市教育委員会	上原健吾		学校教育部長

23佐福第300号

平成23年8月3日

佐久市保健福祉審議会長 様

佐久市長 柳 田 清 二

第二次佐久市地域福祉計画の策定について(諮問)

少子高齢化や核家族化等社会を取り巻く状況の変革に伴い、福祉課題の複雑化、多様化に対応するため、平成20年4月から24年度まで5ヶ年の「佐久市地域福祉計画」が策定されております。

現計画の見直しを行い、次期計画である平成25年度から平成29年度の計画について、本市の地域福祉施策の目標と具体的な方策を定め、本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

第二次佐久市地域福祉計画の概要

○計画策定の趣旨

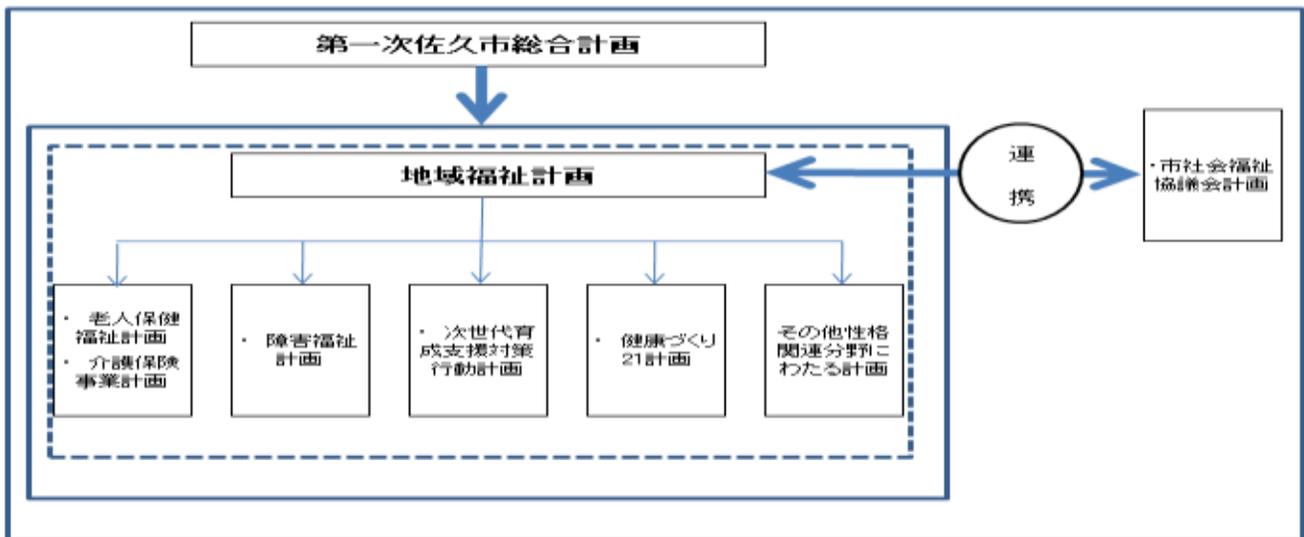
本計画では、住民主体を基本に、地域の高齢者、障害者、子育て家庭、外国人など、支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を送れるしくみづくりを進めるために、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などがそれぞれの役割において協働し、よりよい地域社会を築いていくことを目指し、「佐久市地域福祉計画」を策定するものです。

○計画の性格

本計画は、第一次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市全体の地域福祉推進の指針です。

これまでの各種計画は、児童、高齢者、障害者といった対象者別に策定し、分野別に課題を解決しようとしてきました。

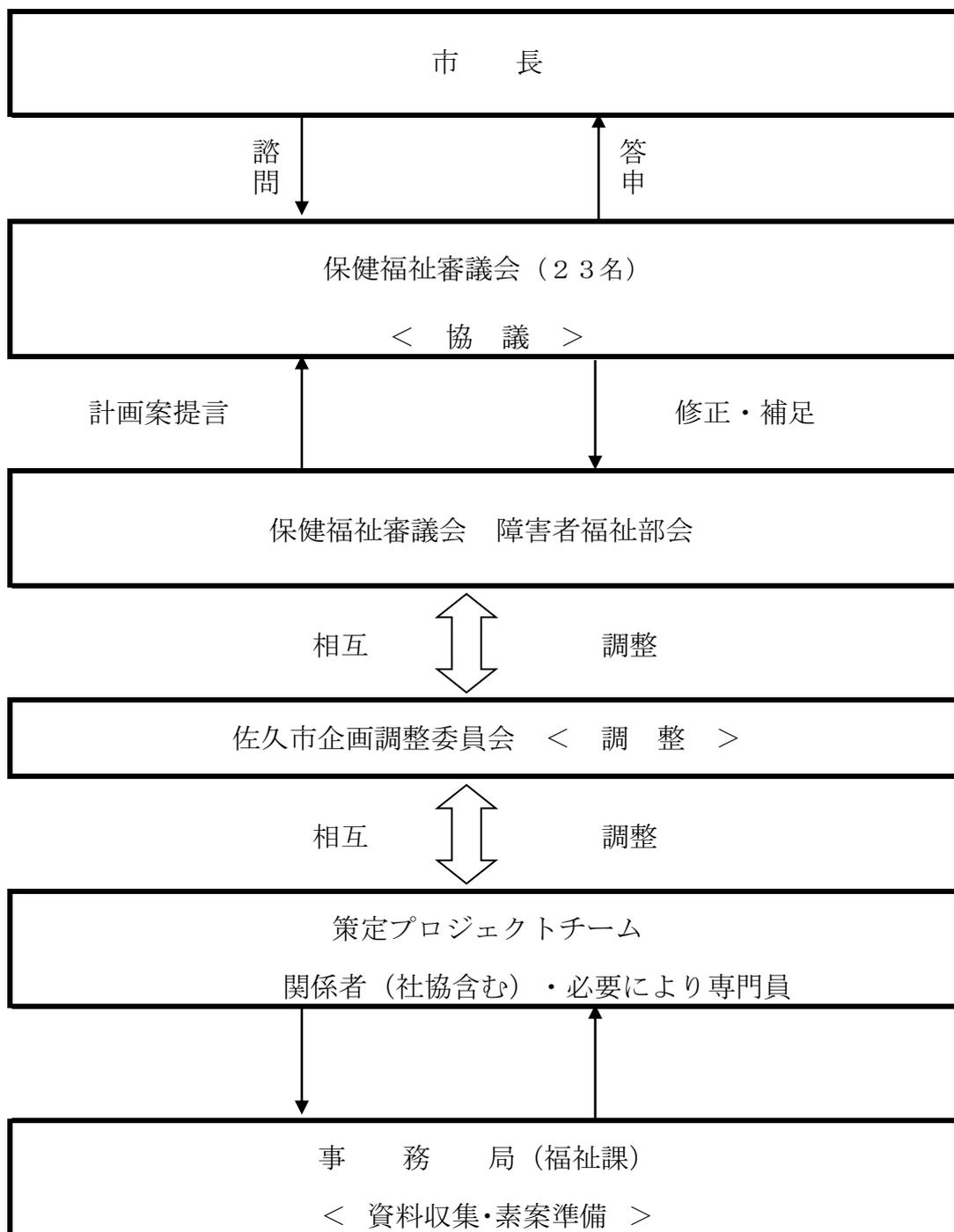
本計画では、分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点から捉え、対象者の生活を総合的に支えることをめざして、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが協働して取り組みを考えていこうとするものです。



○計画の期間

「第二次佐久市地域福祉計画」の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし策定します。なお、計画は、社会経済情勢の変化、地域福祉施策の動向などを踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

第二次佐久市地域福祉計画策定体制（案）



第二次佐久市地域福祉計画策定 スケジュール(案)

項 目		H23							H24												
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託契約	業務委託契約									●											
	アンケート調査・準備及び回収										⇒	集計	⇒								
計画策定	事業量推計											⇒	⇒	⇒							
	素案の策定										⇒	⇒	⇒								
	計画の策定												⇒	⇒							
	印刷・製本																				⇒
審議	保健福祉審議会	● 諮問																	●	● 答申	
	障害者福祉部会	●									●		●					●			
庁内検討会議	企画調整委員会幹事会																●				
	庁内検討部会				●		●				●		●			●					
パブリックコメント	市民意見公募手続審査委員会															●					
	公募																⇒				
	コメント整理・検討																	⇒			
	回答(広報等)																		⇒		



23佐高福第128号

平成23年 8月 3日

佐久市保健福祉審議会長 様

佐久市長 柳 田 清



第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について（諮問）

介護保険制度はサービス提供基盤の整備も進み、高齢者の生活を支える仕組みとして定着してきました。

第5期介護保険事業計画は、第3期計画において定めた介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護給付等対象サービスの提供体制及び地域支援事業の推進について、第3期、第4期介護保険事業計画に設定した平成26年度までの目標達成に至る最終段階の位置づけを有する一方で、認知症支援策の充実、医療との連携、生活支援サービス等について24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定が求められています。

こうした中、本市の介護保険サービス・高齢者福祉体制について定め、今後の計画推進を図るため、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定による本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

第5期介護保険事業計画 老人福祉計画 策定について

○ 計画策定の基本理念

本計画は、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念として、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」「世界最高健康都市づくりの推進」を行う施策展開をします。

○ 計画の性格と位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス料の見込を定めるとともに、第5期介護保険事業計画については、第3期、第4期計画策定において設定した平成26年度までの長期計画の最終段階の位置づけという性格を有するものとして策定され、併せて、老人福祉計画と一体的に策定することとなっております。

本計画は、「佐久市総合計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市地域福祉計画」「佐久市健康づくり21計画」「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとする。また、本計画は老人福祉法・介護保険法との調和が保たれたものとしします。

○ 計画期間

本計画の期間は3年を1期と定められており、第5期の事業計画は平成24年度から26年度となります。

第5期介護保険事業計画 老人福祉計画策定スケジュール(案)

佐久市

年・月	国	県	佐久市	備考
23年4月			部内検討会議 本庁・支所打合せ会議	
5			介護保険サービス事業意向調査	
6			基本指針改正(案)の提示	
7			サービス見込量の設定作業 第1回保健福祉審議会 ・第5期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画について(諮問) 第1回介護保険事業計画等策定懇話会 ・第5期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画について ・事業計画策定スケジュール	
8			サービス見込量の設定作業	
9			本庁・支所打合せ会議 サービス見込量・保険料の仮設定	
10			第2回介護保険事業計画等策定懇話会 ・「事業計画」分析結果について	パブリックコメント 広報
11	都道府県との調整	市町村・国との調整	本庁・支所打合せ会議 第3回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画(案)について	
12			パブリックコメント	
24年1月			本庁・支所打合せ会議 第4回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定 第2回保健福祉審議会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定(答申)	
2				計画書印刷
3			介護保険条例の改正	
4			第5期介護保険事業計画 老人福祉計画スタート	

H23. 7現在

第5期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定スケジュール(予定)

長野県 介護支援室

	国	長野県		市町村 (保険者)
		介護支援室	保健福祉事務所	
H22.12月~ H23.3月		高齢者等実態調査		高齢者等実態調査
H23 6月				
7月	上旬	計画に関する説明会 (7月11日。基本指針 改正案の提示等)	第1回策定懇話会(7月19日) ・意見交換 (課題分析、計画の方向性 等)	6月22日 保健福祉事務所 担当者会議
	中旬			7月25日 市町村等介護保険担当者会議
8月	上旬	ワークシートの配布	計画策定支援 業務委託	市町村施設整備 要望の照会・ 取りまとめ
	中旬			給付状況の分析 認定者数等の将来推計 介護サービス見込量の算出
9月	上旬		第2回策定懇話会(9月下旬) ・意見交換 (計画に盛り込むべき事項、施策 等)	各圏域において保険者ヒアリング(9月~)
	中旬			介護支援室・保健福祉事務所
10月	上旬	国への報告 ・介護サービス見込量		施設整備量の 圏域内調整会議開催
	中旬		施策の検討	
11月	上旬	国への報告(ヒアリング) ・介護サービス見込量 ・保険料試算額		市町村見込量の 集計・取りまとめ
	中旬			介護サービス見込量の算出 保険料の試算 保険対象外サービス見込量の算出 市町村計画の検討
12月	上旬			各圏域において保険者ヒアリング(11月~必要に応じて)
	中旬		第3回策定懇話会(12月) ・計画案の検討	介護支援室・保健福祉事務所
H24 1月	上旬			1月 市町村等介護保険担当者会議
	中旬			介護サービス見込量の設定 保険料の設定 保険対象外サービス見込量の設定 市町村計画の検討
2月	上旬	国への報告 ・介護サービス見込量 ・保険料設定額	パブリック コメント (30日間)	市町村見込量の 積み上げによる 目標値の 検討・設定
	中旬			
3月	上旬		第4回策定懇話会(3月) ・計画案の検討	
	中旬			市町村計画の策定 介護保険条例の改正
4月	上旬		決定	
	中旬			第5期介護保険事業支援計画スタート
4月				第5期介護保険事業計画 スタート

— 平成22年度における児童虐待相談件数 —

(佐久市福祉事務所受理件数)
(下段は平成21年度の数值)

	相談件数 総数	うち 虐待認定
22年度 件数	37	18
21年度 件数	24	20

① 児童虐待種類別の状況

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
22年度 件数	6	5	1	6	18
21年度 件数	7	4	2	7	20

② 児童虐待相談 主な虐待者の状況

	実父	養父	実母	養母	その他	計
22年度 件数	4	4	20	0	9	37
21年度 件数	5	0	14	0	5	24

③ 児童虐待相談 通告経路の状況

	学校等 教育機関	児童福祉 施設	地域	公的機関	計
22年度 件数	12	7	12	6	37
21年度 件数	5	2	12	5	24